

第2次
浜松市人権施策推進計画
解説編（案）

令和2年度▶令和6年度

令和●年●月
浜松市

目 次

	ページ
第 1 章 基本的な考え方	
1 計画策定にあたって	2
2 計画策定の背景	3
(1) 国の動き	
(2) 県の動き	
3 浜松市のこれまでの取り組み	4
(1) 浜松市人権施策推進指針（平成 20 年度）	
(2) 浜松市人権施策推進行動計画	
(3) 浜松市人権施策推進計画	
4 第 2 次浜松市人権施策推進計画で目指すもの	5
(1) 政策目標 (2) 基本姿勢	
(3) 計画の目標とする成果指標	
. . . 浜松市人権施策推進計画の体系図	7
第 2 章 重点的な取り組みの方向性	
1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育	8
2 学校における人権教育	9
3 地域社会への啓発	10
4 企業における人権啓発	12
5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等	13
6 人権を身近に感じる啓発活動	14
7 相談・支援の推進	16
第 3 章 分野別施策の取り組み	
. . . 分野別施策の取り組み一覧	19
1 女性の人権	20
2 子どもの人権	23
3 高齢者の人権	26
4 障がいのある人の人権	29
5 同和問題（部落差別）	33
6 外国人の人権	35
7 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）	38
8 性的マイノリティの人権	43
9 その他の人権問題	46

第1章 基本的な考え方

1 計画策定にあたって

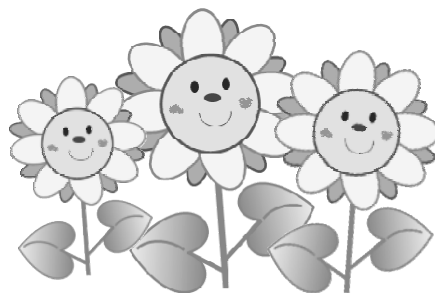
人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。

これは、「お互いの個性を尊重」し「違いを認め合う」、誰もが持っている「思いやりの心」「相手の気持ちを考えること」によって守られています。

しかし、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が奪われたりしています。

私たちの周囲には、まだまだ様々な人権問題が存在しています。

この計画は、浜松市に暮らすすべての市民の方が、様々な人権について知り考え、そして行動し「思いやりあふれる社会」となることを願い策定しました。

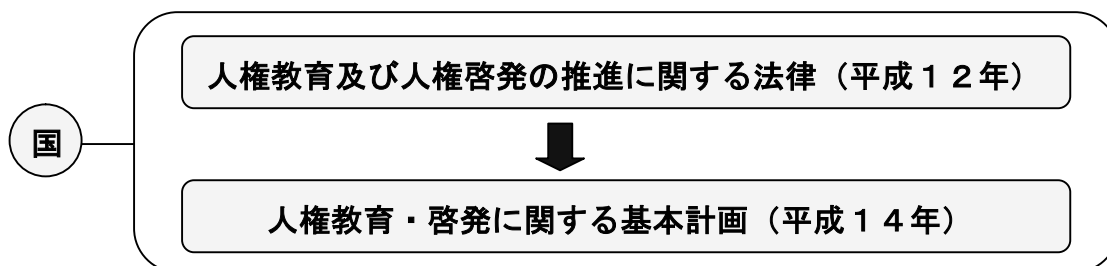


2 計画策定の背景

(1) 国の動き

人権に関する施策として、国においては平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

これに基づき平成14年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

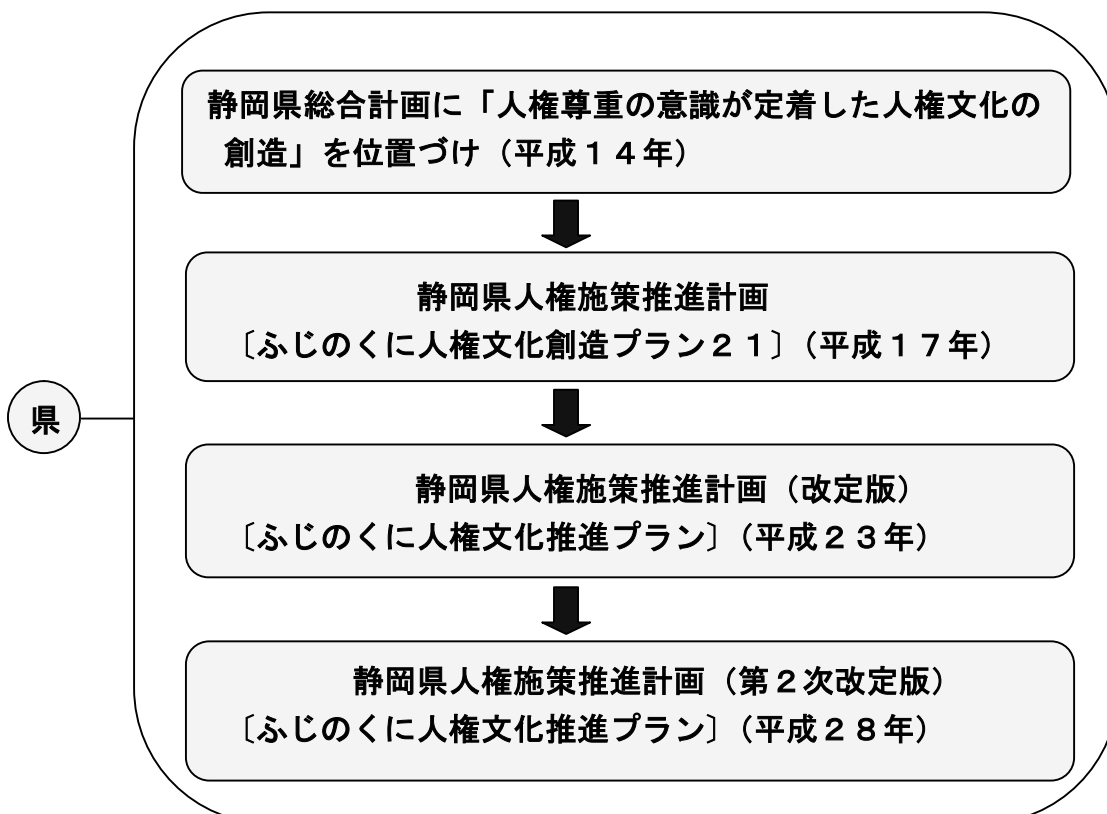


(2) 県の動き

平成14年に静岡県総合計画に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」を位置づけられました。

平成17年には「静岡県人権施策推進計画〔ふじのくに人権文化創造プラン21〕」が策定されました。

この計画は平成23年に第1次改定が実施され、平成28年には第2次改定が実施されています。



3 浜松市のこれまでの取り組み

(1) 浜松市人権施策推進指針

■ 浜松市人権施策推進指針（平成20年度～26年度）

◆ 基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政
- 3 高い人権意識・人権感覚の確保

(2) 浜松市人権施策推進行動計画

■ 第1期浜松市人権施策推進行動計画（平成21年度～23年度）

◆ 政策目標

「偏見と差別のない明るい社会の実現」

◆ 基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政
- 3 高い人権意識・人権感覚の確保

■ 第2期浜松市人権施策推進行動計画（平成24年度～26年度）

◆ 政策目標

「思いやりと理解を育む社会の実現」

◆ 基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 みんなで育む人権尊重の地域

(3) 浜松市人権施策推進計画

浜松市人権施策推進計画は、「浜松市人権施策推進指針」と「浜松市人権施策推進行動計画」を統合、一本化した計画としました。

■ 第1次浜松市人権施策推進計画（平成27年度～31年度）

◆ 政策目標

「人権を尊重した心豊かで住みやすい社会の実現」

◆ 基本姿勢

幅広い市民へ ～人権を身近に～

4 第2次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

(1) 政策目標

「思いやりあふれる社会の実現」



すべての人が、いかなる差別も受けることなく「幸せに生きていくこと」ができ、「自分らしく生きていくこと」ができるために、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重することができる「思いやりがあふれる社会」を目指します。

平成30年に実施した「人権に関する意識調査」では、「人権は重要なものと思う人」や「自分以外の人の人権を尊重できている」という人は、半数以上となる結果となった一方で「人権尊重の意識が定着している」と思う人は30.2%と低い結果となりました。

この結果から、人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要と考えられます。

そこで、人権尊重意識が定着した社会とはどんなものか想像した時に、それは「思いやりあふれる社会」になっていることだと考えられます。

様々な人権問題に対して、市民と行政、さらには企業の協力も得ながら、その解決に向けた取り組みを推進し「思いやりあふれる社会の実現」を目指します。

(2) 基本姿勢

「人権尊重意識の定着 ～気づき育み人権を身近に～」

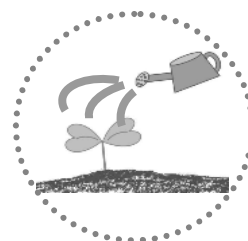
「人権への気づきの場面につながる事業」や「正しい知識と理解を深められる事業」の推進に取り組みます。

「思いやりあふれる社会」を実現するためには、人権尊重の意識が定着していることが必要です。そのためには、まわりの人への思いやりの気持ちを持つことが大切です。また、普段の生活の中で起きる様々な出来事には、人権に結びつくことが多くあることに気づくことが大切です。

こうした「気づき」によって蒔かれた人権の種は、「正しい知識と理解」という栄養によって大きく育ちます。

「人権に関する意識調査」では、お互いの人権が尊重されるために、市民一人ひとりがすべきこととして、「人権に関する正しい知識を身につける」と回答した人は65.8%と高い結果となりました。

このように、「気づき」「育む」ことで、人権を身近なものに感じることができるようになり人権尊重意識の定着につながります。



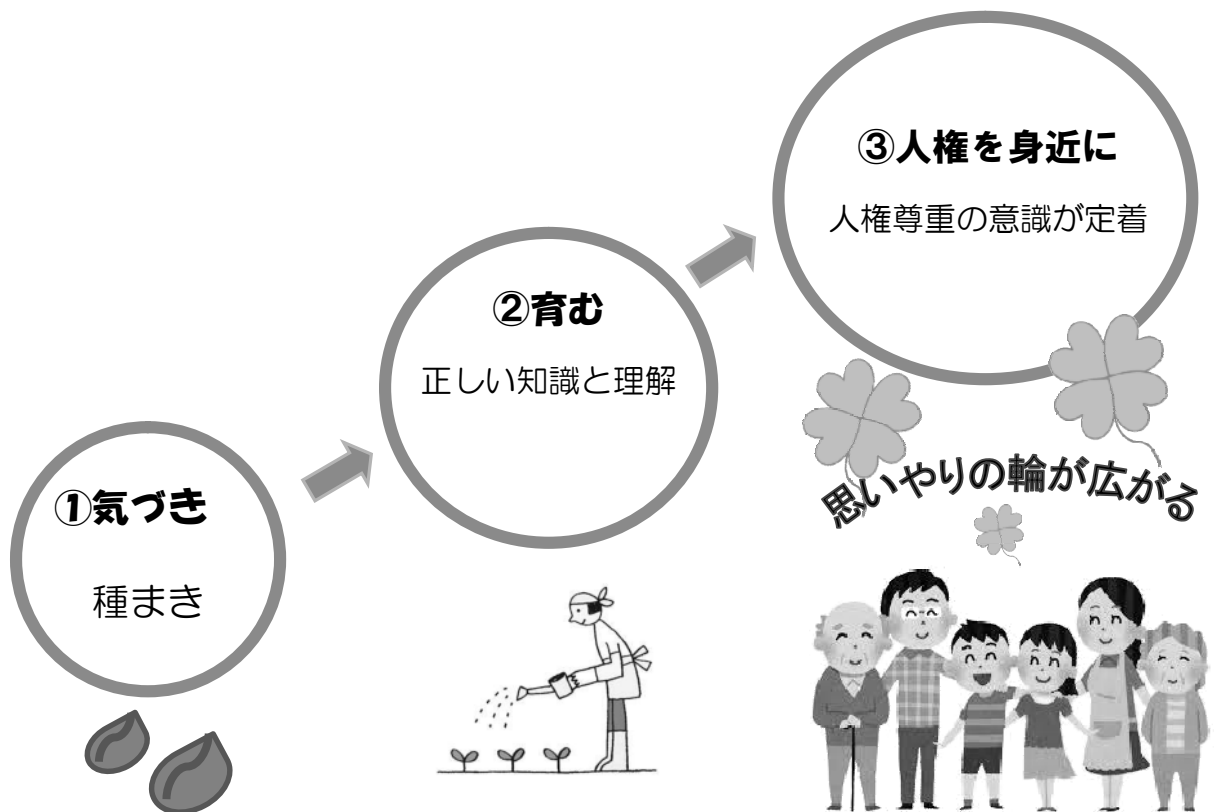
(3) 計画の目標とする成果指標

「人権尊重意識の定着度」 50%

政策目標達成度の指標として「人権尊重意識の定着度」を設定し、平成30年度には「30.2%」であったものを令和6年度には「50%」となることを目標に事業の推進に取り組みます。

平成30年実施の人権に関する意識調査結果より

問1. 人権は重要なことだと思いますか？	はいの回答 94.4%
問2. 自分以外の人の人権を尊重できていますか？	はいの回答 68.8%
問3. 人権尊重の意識が、生活の中に定着していますか？	はいの回答 30.2%



体 系 図

政策
目標

基本
姿勢

施策の方向性・取り組み

思いやりあふれる社会の実現

人権尊重意識の定着
く気づき育み人権を身近にく

重点的な取り組みの方向性

- ① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育
- ② 学校における人権教育
- ③ 地域社会への啓発
- ④ 企業における人権啓発
- ⑤ 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等
- ⑥ 人権を身近に感じる啓発活動
- ⑦ 相談・支援の推進

分野別施策の取り組み

- ① 女性の人権
- ② 子どもの人権
- ③ 高齢者の人権
- ④ 障がいのある人の人権
- ⑤ 同和問題（部落差別）
- ⑥ 外国人の人権
- ⑦ 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）
- ⑧ 性的マイノリティの人権
- ⑨ その他の人権問題

第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み

① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

(1) 方向性

幼児期は、将来の人格形成に大きな影響を与える重要な時期です。この時期に人権への気づきを芽生えさせることができるように幼児にもわかりやすい表現で教育するとともに、家庭での教育に役立つよう保護者への学習機会を提供していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 幼稚園、小・中学校の保護者対象の人権講座
- ・ 人権啓発絵本の作成
- ・ 世代間交流事業



人権啓発絵本 平成29年発行

(3) 具体的な取り組み

取り組み	テーマ	内容	担当課 (実施主体)
地域ふれあい講座	気づく ・ 育む	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
人権啓発絵本の作成	気づく ・ 育む	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本を作成し、保育園、幼稚園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。	人権啓発センター
啓発図書・DVDの貸出	気づく ・ 育む	保育園、幼稚園、小・中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発ビデオや書籍を貸し出します。	人権啓発センター
世代間交流事業	気づく ・ 育む	幼稚園、保育園において、思いやりの心とやさしい気持ちを育み、様々な世代の人たちと分け隔てなく接することができるように、季節の伝統行事や地域の伝承遊び等を幼稚園・保育園児と地域の高齢者が共に体験する世代間交流を行います。	幼児教育・保育課

② 学校における人権教育

(1) 方向性

学校においては、小学生からの発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、正しい知識として理解していくことが重要です。そのために学校での人権教育を充実させるとともに、教職員が正しい知識を持つための研修を実施していきます。



人権教室

(2) 主な取り組み

- ・ 人権教育の推進
- ・ 人権教室の実施
- ・ 教職員対象の研修

(3) 具体的な取り組み

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
人権教育の推進	育む	静岡県教育委員会作成の「人権教育指導の手引き」等を利用し、全教育活動で人権教育を行い、教職員と児童生徒の人権意識・人権感覚を高めます。 小・中学校で行われている人権教育の様子を、学校便りやブログで発信し、家庭や地域に伝えていきます。 浜松市教育研究会人権教育部会と連携し、授業時間での人権教育の機会を作ります。	指導課
人権教室の実施	気づく	人権擁護委員が学校に出向き、人権に関する講話を行う人権教室を実施します。	人権啓発センター (浜松市人権擁護委員連絡協議会)
教職員研修	気づく ・育む	教職員研修の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・人権教育指導者（園長・校長）研修 ・人権教育指導者（担当者）研修 ・その他、初任者研修の一部	教育センター 人権啓発センター
学校訪問活動	気づく ・育む	指導主事が、小・中学校を訪問し、教育の基本方針を示した「はままつの教育」の徹底とともに、「授業改善」と「子ども理解」の推進を図ります。 教科、道徳、特別活動等、すべての教育活動を通して人間尊重の教育を推進します。	指導課
人権を尊重する意識を育む教育・学習の充実	気づく ・育む	研修会等を通じて、子どもの人権意識を高める研修を行ったり、教育・学習の場で人権をテーマにした啓発ビデオや絵本等の活用を促します。	指導課
人権啓発絵本の作成	気づく ・育む	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本を作成し、保育園、幼稚園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。	人権啓発センター

③ 地域社会への啓発

(1) 方向性

人権への気づきの場面となるように、市民に対して人権について考える機会を提供していきます。また、その機会に正しい知識と理解を深めることで、地域全体が思いやりあふれる社会となるような啓発活動を実施していきます。



地域ふれあい講座

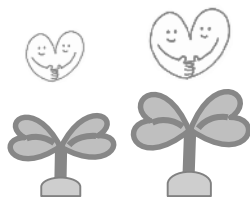
(2) 主な取り組み

- ・ 市民向け講座の開催
- ・ 人権講演会の開催
- ・ 子どもの見守り活動

(3) 具体的な取り組み

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
地域ふれあい講座	気づく ・ 育む	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
人権いきいき市民講座	育む	一般市民を対象とした人権に関する講座を開催し、人権意識の向上や人権教育・啓発の推進を図ります。	人権啓発センター
人権講演会	気づく ・ 育む	女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。	人権啓発センター
人権啓発に関する出前講座	気づく ・ 育む	人権への理解を深めるために、要望のある企業・団体・学校等を対象に出前講座を実施します。	人権啓発センター
子どもの見守り活動	育む	学校や通学路における事件・事故から子どもを守り、安心して教育が受けられるよう、家庭、学校安全ボランティア、自治会等で組織するボランティアと警察等が連携し、地域の実情に合った見守り活動を行います。 子どもの緊急避難場所「こども110番の家」について、引き続き地域の青少年健全育成会等を通して協賛を呼びかけるとともに、市のホームページに「こども110番の家」について掲載し、広く協賛を呼びかけます。	健康安全課 次世代育成課

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
認知症施策推進事業	気づく・育む	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、認知症サポーター養成講座及び講演会などを開催します。 認知症高齢者等に対する保健医療水準の向上を図るため、認知症患者の診療に関わる医師を対象とした研修の開催や、拠点となる認知症疾患医療センターを継続指定します。 認知症に係る正しい知識の普及を推進することを目的に認知症ケアパスや自己チェックリストを作成・配布します。	高齢者福祉課
地域高齢者見守り・支援事業	育む	※P28 下記参照 「はままつあんしんネットワーク」づくりに向け、自治会や応援事業者などへの参加協力依頼を進めます。また、民生委員・地域包括支援センター・区による見守り活動に向けた情報共有を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して実態調査とあんしん情報キットの配付を行います。	高齢者福祉課
共生・共育推進事業	育む	障がいのある子が地域の中で、共に豊かに生活できる社会をめざし、学区に住む特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習について研究します。推進校では、研究と共に発達支援教育の充実を図ります。	指導課 教育総合支援センター
多文化共生推進事業	育む	お互いの文化の理解を深めるため、多文化理解講座や国際理解教育講座を実施します。 自治会に対し、通訳派遣や多言語回覧文書の作成支援を行います。また、共生のための交流行事や各種制度の説明会等のコーディネートを行います。 研修や講座の開催を通じ、多文化共生の活動を行う各種団体の支援を行います。	国際課



人権いきいき市民講座

④ 企業における人権啓発

(1) 方向性

企業は、公平な採用、男女間の格差解消、様々なハラスメント等への対応が求められるため、人権に関する正しい知識と理解を深めることが必要です。また、企業も社会の構成員であるという考え方が定着し、社会的責任（CSR）が重要視されるようになってきていることから、企業における啓発活動及びその支援を実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 企業向け人権講座の開催
- ・ 企業の社会貢献活動相談支援



オピニオンリーダー講座

(3) 具体的な取り組み

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
オピニオンリーダー講座	育む	企業において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するとともに、企業の社会的責任に対する意識の向上を図るための研修を行います。	人権啓発センター (共催:ハローワーク)
地域福祉型社会貢献活動に係る相談事業	育む	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取り組みを支援します。	福祉総務課

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR)

法令遵守や情報開示、地域に対する社会貢献活動、環境への取り組みなど、一般に企業が社会に対して果たすべき責任全般を意味します。企業も社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする企業の社会的責任が強く求められています。

⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

(1) 方向性

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権にかかわりの深い教職員、市職員が人権に関する正しい知識と理解を深めることが重要です。そのための研修会、講座等を実施し人権尊重意識の高い人材育成を図っていきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 人権だよりの発行
- ・ 教職員対象の研修
- ・ 市職員対象の研修
- ・ 市町人権教育連絡協議会



人権教育指導者研修会



人権だより

(3) 具体的な取り組み

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
人権だよりの発行	気づく ・ 育む	市職員の人権意識高揚のために、人権啓発センターが開催した講座、研修内容の紹介、参加者の感想、意見をまとめた人権だよりを作成し、職員へ配信します。	人権啓発センター
人権問題を理解するための職員研修	育む	新規採用職員フォローアップ研修の中で、人権問題について事例紹介やグループワークを通じた講義を行い、行政に携わる者として人権の重要性を学びます。 また、他の階層にも対象を広げ研修を実施します。	人事課
新任課長研修 (職場のハラスメント防止について)	育む	職場のハラスメントの防止に向けて、ハラスメントの概念の理解を深める研修を実施します。	人事課
セクシュアル・ハラスメント相談員研修	育む	セクシュアル・ハラスメントの防止についての理解を深め、カウンセリングスキルを高める研修を実施します。	人事課
教職員研修	気づく ・ 育む	教職員研修の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・ 人権教育指導者（園長・校長）研修 ・ 人権教育指導者（担当者）研修 ・ その他、初任者研修の一部	教育センター 人権啓発センター
人権啓発推進員研修会	気づく ・ 育む	市職員のうち各課から推薦された人権啓発推進員を対象に、人権についての正しい理解と知識を身に付けるための研修会を実施します。	人権啓発センター
市町人権教育連絡協議会	気づく ・ 育む	県内関係市町で組織し、様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。	人権啓発センター

⑥ 人権を身近に感じる啓発活動

(1) 方向性

人権を身近に感じ、人権への気づきの場面を提供するために、気軽に参加できるイベント、講演会等を開催します。また、多くの市民が参加するイベント等に出向き、啓発活動を実施していきます。

様々な広報媒体を通じて、幅広い市民に対して人権への気づきにつながる啓発活動を実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ コンサートなど誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- ・ 多言語による情報提供
- ・ 人権啓発活動地域ネットワーク事業



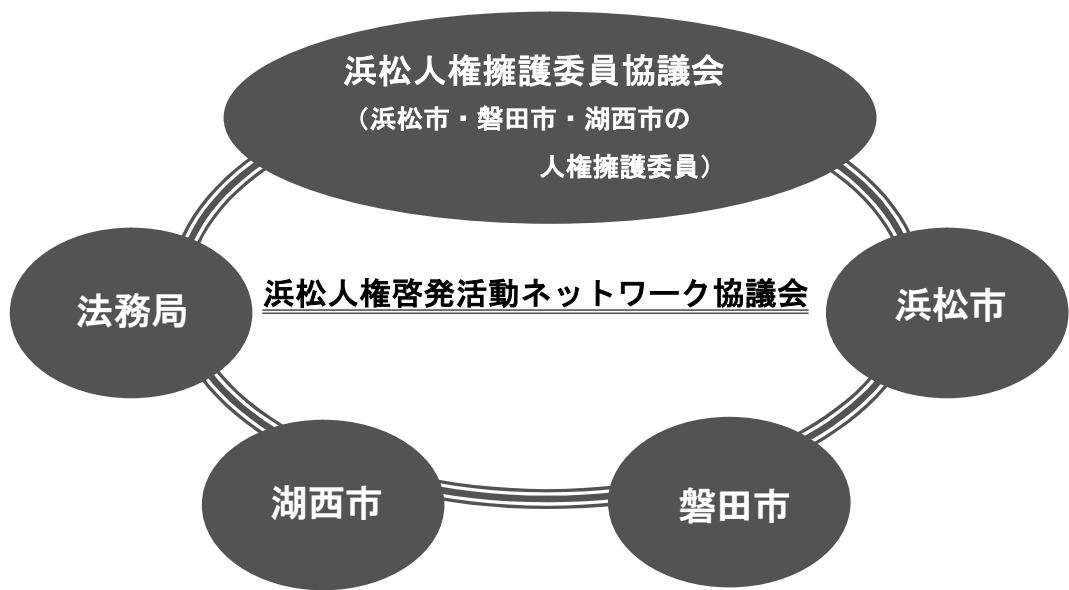
クリエートの夏まつり
「ハートフルヒューマンライブ」

(3) 具体的な取り組み

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
人権啓発・教育広報活動	気づく	多くの市民が参加するイベント等に出向き、啓発活動を実施します。 各種広報媒体（ソーシャルメディア、公共交通機関での広告等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。 人権週間（12月4日～10日）に合わせ市役所庁舎に啓発のための懸垂幕を掲出します。	人権啓発センター
外国人向けの情報提供	育む	外国人に対し、必要な市政情報を提供するため「広報はままつ」の外国語版の発行や多言語翻訳による配信サービスを行います。また、ポルトガル語によるラジオCMの放送や、市公式Webサイトでの自動翻訳サービスを提供します。	広聴広報課
多言語による情報提供	育む	多言語情報サイトを運用し、外国人が求める必要な暮らしの情報を、多言語で提供します。	国際課
クリエート夏まつり	気づく	子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々など、誰もが気軽に参加できるイベントの開催を通して、人権意識の啓発を図ります。	人権啓発センター

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
人権啓発活動地域ネットワーク事業	気づく	小学生の人権書道・ポスターコンテストや「人権の花」運動などを行い、人権尊重の理解を深めます。また、人権週間に合わせて、「人権フェスティバル」を開催します。	人権啓発センター (浜松人権啓発活動ネットワーク協議会)
人権講演会	気づく・育む	女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。	人権啓発センター

浜松人権啓発活動ネットワーク協議会



浜松人権フェスティバルちらし



⑦ 相談・支援の推進

(1) 方向性

人権擁護委員、法務局等とともに人権に関する悩みの相談や人権問題の解消に向けた支援を実施していきます。この他にも人権の分野に応じた関係機関においても相談・支援を実施していきます。

また、相談機関の周知に向けた取り組みも実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 地域包括ケアシステム体制の構築
- ・ 安心して相談できる相談体制の推進
- ・ ICTを活用した相談事業や情報提供



タブレット型情報端末

(3) 具体的な取り組み

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
各分野別の相談・支援	育む	人権の分野に応じた担当課による相談・支援を実施し、不安の解消に向けた取り組みや暮らしやすい環境づくりに向けた支援を進めます。	各分野担当課 (分野別施策の取り組みを参照)
相談機関の周知	気づく	様々なイベント、講座、研修会等において相談機関を掲載したり、リーフレット等を配布し周知を行います。	人権啓発センター
地域包括ケアシステムの構築・推進	育む	誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するため、あらゆる相談支援機関が連携し、高齢者だけでなく全世代型の地域包括ケアシステムを官民協働で構築・推進します。	高齢者福祉課 福祉総務課
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	育む	現状では適切なサービスを受けることができない様々な人を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。	福祉総務課
ICTを活用した相談事業や情報提供	育む	タブレット型情報端末を関係機関に配置し、手話通訳やテレビ多言語翻訳アプリや多言語通訳サービスを活用したコミュニケーション支援を実施します。	各分野担当課 (分野別施策の取り組みを参照)

(4) 主な相談機関

相談機関	相談内容	電話番号
法務局	親子、夫婦、扶養、差別、いじめなど様々な人権に関する相談	静岡地方法務局 浜松支局総務課 053-454-1396
みんなの人権110番	様々な人権に関する相談	0570-003-110
女性の人権ホットライン	女性をめぐる様々な人権に関する相談	0570-070-810
DV相談専用ダイヤル	配偶者やパートナーからの暴力	053-412-0360
静岡県性暴力被害者支援センター	性犯罪・性暴力の被害にあった方・あっている方からの相談	054-255-8710
子どもの人権110番	いじめなど学校や家、友達のことに関する相談	0120-007-110
浜松市いじめ子どもホットライン	幼稚園児、小・中学生とその保護者からのいじめに関する相談	053-451-0022
児童相談所	児童虐待など子どもに関する専門的な相談	053-457-2703
児童相談所共通ダイヤル	児童虐待などに関する相談	189
地域包括支援センター	高齢者に関する総合相談	下記参照
障害者相談支援事業所	障がいのある人やそのご家族からの相談	次ページ参照
労働基準監督署	職場でのハラスメントに関する相談	浜松労働基準監督署 053-456-8149

高齢者やそのご家族からの相談

地域包括支援センター（高齢者相談センター）	
中区担当	「元浜」 ☎053-479-1215 「鴨江」 ☎053-456-3362 「佐鳴台」 ☎053-448-0201 「和合」 ☎053-475-5560 「板屋」 ☎053-456-5600 「高丘」 ☎053-420-6330
東区担当	「ありたま」 ☎053-434-7899 「さぎの宮」 ☎053-432-5151 「あんま」 ☎053-423-2701
西区担当	「大平台」 ☎053-485-2800 「和地」 ☎053-437-2001 「雄踏」 ☎053-597-0022
南区担当	「新津」 ☎053-444-3333 「芳川」 ☎053-426-1503 「三和」 ☎053-462-1011
北区担当	「三方原」 ☎053-428-6333 「細江」 ☎053-528-2288
浜北区担当	「北浜」 ☎053-584-2733 「しんぱら」 ☎053-584-1090 「於呂」 ☎053-588-5600
天竜区担当	「天竜」 ☎053-925-0034 「北遠中央」 ☎053-969-0088

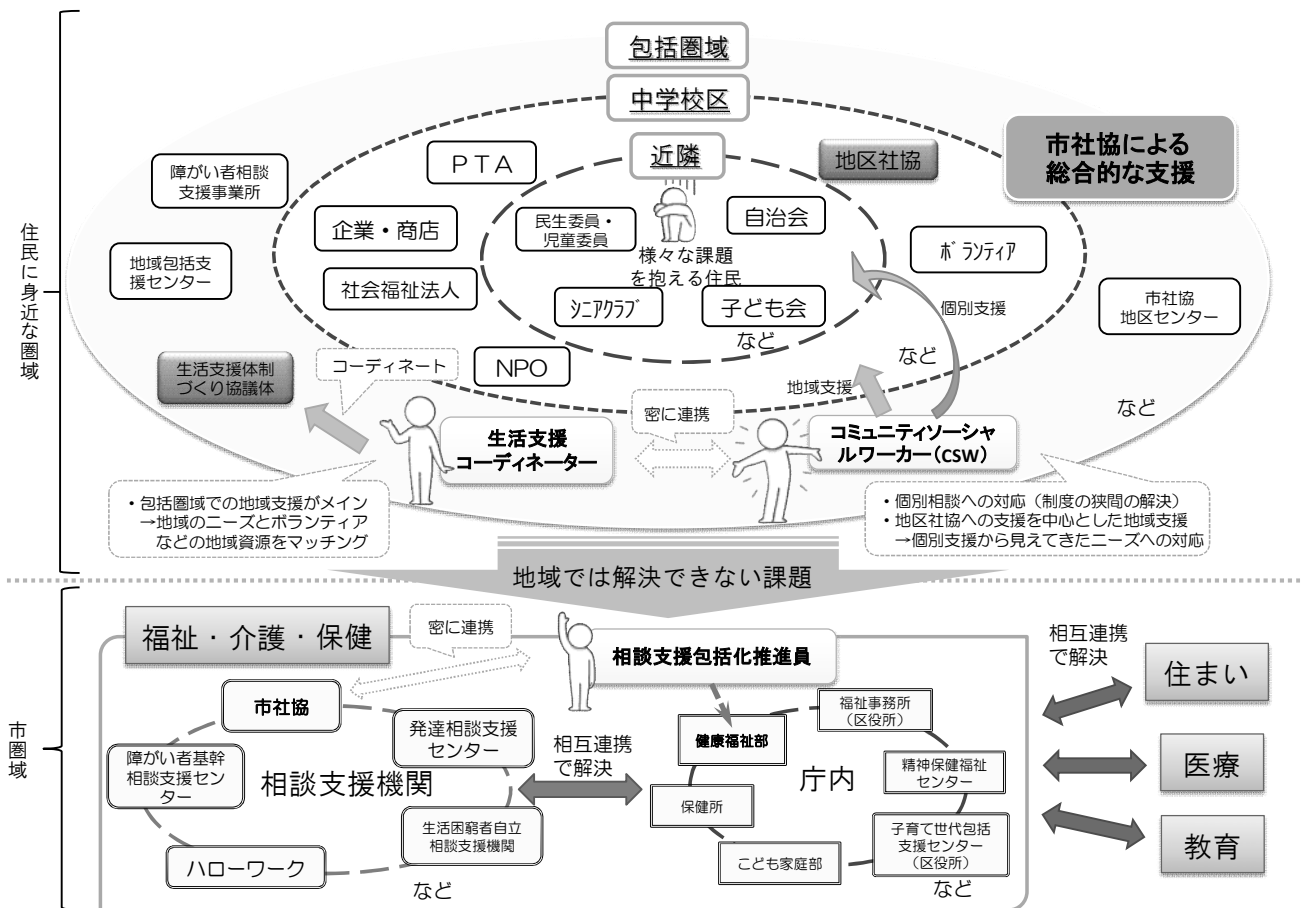
※担当地域がありますので、各地域包括支援センターへお問い合わせください。

障がいのある人やそのご家族からの相談 ※電話番号は整備状況により記載

障がい者相談支援センター		
中区担当	浜松市中障がい者相談支援センター	☎未定
東区担当	浜松市東障がい者相談支援センター	☎未定
西区 南区担当	浜松市西・南障がい者相談支援センター	☎未定
北区担当	浜松市北障がい者相談支援センター	☎未定
浜北区 天竜区担当	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター	☎未定

※担当地域がありますので、各地域の相談支援センターへお問い合わせください。

多機関の協働による包括的相談支援体制のイメージ



第4次浜松市地域福祉計画 より

第3章 分野別施策の取り組み

分野別施策の取り組み

1 女性の人権

- ① 男女間の格差解消に向けた教育・啓発
- ② 女性への暴力を見逃さない地域づくり
- ③ 安心して相談できる環境整備

2 子どもの人権

- ① 子どもの人権が尊重される教育・啓発
- ② 児童に関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- ③ 地域の子どもを守る活動支援

3 高齢者の人権

- ① 高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- ② 高齢者が自立して生活できる環境づくり
- ③ 高齢者への相談・支援

4 障がいのある人の人権

- ① 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- ② 社会参加促進のための就労支援
- ③ 障がいのある人やその家族への相談・支援

5 同和問題（部落差別）

- ① 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- ② 周辺住民との交流事業の継続

6 外国人の人権

- ① 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- ② 外国人市民への情報提供・相談・支援

7 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）

- ① 犯罪や非行をした人の就労・修学支援
- ② 保健・福祉サービスの提供・支援
- ③ 関心を深めるための啓発活動
- ④ 活動しやすい環境づくり

8 性的マイノリティの人権

- ① アウティング（第三者への暴露）の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- ② 生活の不便さを解消できるための取り組み

9 その他の人権問題

- ① 感染症患者等
- ② 犯罪被害者等
- ③ インターネットによる問題
- ④ ホームレスの人権
- ⑤ 大規模災害に起因する人権問題

1 女性の人権

(1) 現状と課題

平成 30 年に実施した人権に関する意識調査（以下「意識調査」という。）では、「性別による役割分担意識（男は仕事、女は家庭）の存在」が問題だと思ふとの回答が 35.9%と最も多くありました。次いで「性別による職種の限定や、待遇差があったりする」が 33.8%と多くありました。

このように、家庭をはじめ社会に存在する慣習やしきたりなどで、「男性が優遇されている」という思いがあり、性別による固定的役割分担意識や、労働の場における性別による雇用機会、待遇等の差が解消されているとは言いがたい状況にあります。

また、意識調査結果では、女性に対するストーカーや痴漢行為、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに関して問題だと思ふ回答割合も高くなりました。

これらのような女性に対する暴力等は、人の心と体を傷つける重大な人権侵害であることを正しく理解する必要があります。

このような中、女性の人権を尊重するための研修や講座などの教育や学習機会の充実を図ってきました。

また、DV被害者が安心して相談できる環境を整えることによりDV被害の潜在化を防ぎ、早期発見につながるよう「浜松市DV相談支援センター」を設置し、相談・支援体制の充実を図るとともに、DV根絶のための啓発活動を実施してきました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から相手方に振るわれる暴力です。また、交際相手からの暴力のことをデートDVと呼んでいます。

単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、子どもの目の前で暴力をふるうことは、児童虐待（面前DV）にあたります。

DV・デートDVは、人の心と体を傷つける重大な人権侵害です。

(2) 取り組みの方向性

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重されるために性別による固定的役割分担意識や男女間の格差の解消に向けた啓発活動を実施していきます。

女性に対するストーカーや痴漢行為、DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等が重大な人権侵害であることを正しく理解するための啓発活動を実施し、これらの問題の防止に向けた取り組みを推進します。

なかでもDVは家庭内だけではなく、地域や社会全体で解決すべき問題であることを啓発するとともに、早期発見・早期対応のために、被害者が安心して相談できる環境を整えていきます。また、地域や関係機関との連携を強化していくなど、女性に対する暴力等を見逃さない地域づくりにも取り組んでいきます。

(3) 具体的な取り組み

① 男女間の格差解消に向けた教育・啓発

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
男女共同参画の視点による配慮	気づく ・育む	市民が目にする広告物等において、女性の人権等に配慮するよう、男女共同参画の視点で審査します。	UD・男女共同参画課
市民フォーラム	気づく ・育む	男女共同参画を広く市民に啓発するための講演会を開催します。	UD・男女共同参画課
市審議会等への女性登用の促進	育む	市の政策や方針決定に深くかかわる市審議会等への女性の参画を進めるため、人材リストの活用を促し、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」に基づき、女性の登用率の適正化を図ります。	行政経営課 UD・男女共同参画課
女性の人材育成	育む	地域やPTA、審議会等あらゆる分野で活躍できる女性人材を育成するため、男女共同参画の推進を図る拠点施設において講座等を開催します。	UD・男女共同参画課
男女共同参画の意識啓発のための情報発信	気づく ・育む	男女共同参画推進のための情報誌を発行します	UD・男女共同参画課
男女共同参画意識を醸成する事業	気づく ・育む	市民の団体等が主体的に開催する男女共同参画についての学習会に講師を派遣する「こらぼ講座」や男女共同参画の推進を図る拠点施設における啓発講座、男女共同参画週間(毎年6月23日から29日まで)に合わせた意識啓発を実施します。	UD・男女共同参画課

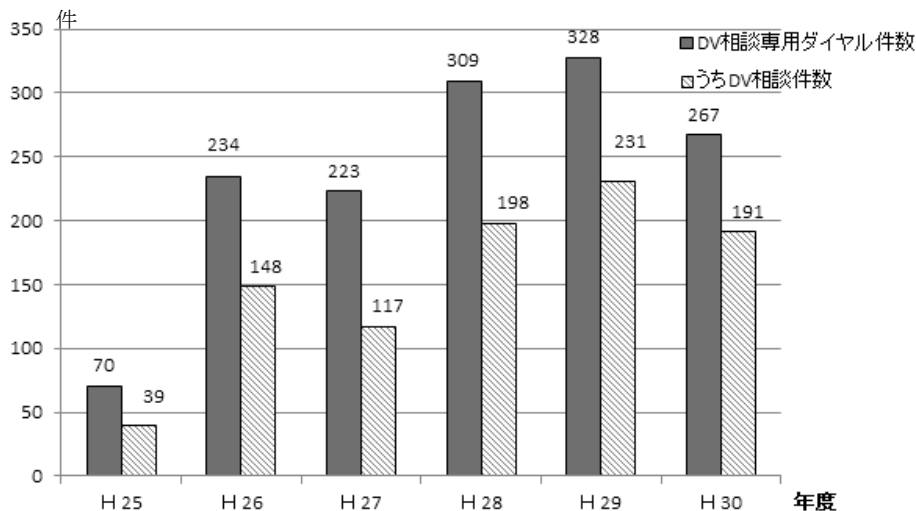
② 女性への暴力を見逃さない地域づくり

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
DV等防止啓発の推進	気づく・育む	女性に対する暴力をなくす運動期間中（毎年11月12日から25日まで）に合わせ、市役所ロビーやバス・電車内の電光掲示板を利用した暴力防止啓発を行います。	UD・男女共同参画課
教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	育む	セクシュアル・ハラスメントを含む児童生徒の様々な問題に対応するため、心理臨床業務等に豊かな知識・経験を持つスクールカウンセラーを小・中学校及び市立高校に配置し、スクールカウンセラー研修会も開催します。	指導課 教育総合支援センター
市民団体及び警察等関係機関との連携の強化	育む	DV関連機関による「DV相談ネットワーク連絡会」を開催します。	子育て支援課

③ 安心して相談できる環境整備

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
DV等被害者の早期発見	育む	配偶者暴力相談支援センターにおいて、専用の電話相談を実施します。	UD・男女共同参画課
男女共同参画苦情処理検討委員の配置	育む	性別を理由とする差別的な取扱いなどにより受けた被害や不利益の申出に対し、必要な助言を行います。	UD・男女共同参画課
女性相談保護事業	育む	関係機関と連携し、被害者の一時保護など、迅速な対応を心がけていきます。また、DV相談支援センターの支援体制の充実を図ります。	子育て支援課

DV相談専用ダイヤル相談件数の推移(浜松市)



2 子どもの人権

(1) 現状と課題

少子化や核家族化の進行、保護者のライフスタイルや価値観の多様化などを受けて、子ども達を取り巻く環境は大きく変化しており、併せて、家庭における養育力・教育力の低下や地域社会における交流機会の減少により、社会意識の希薄化が見受けられる状況にあります。

こうした中で、児童虐待が大きな社会問題となるなど、子どもに関係する人権問題は深刻化してきています。

意識調査では、「大人による子どもへの虐待が問題だと思う」との回答が67.9%と最も多く、次いで、「子どもの間でのいじめ」が58.1%、「インターネット（パソコンや携帯電話）を利用してのいじめ」が36.2%となっています。

また、近年では「子どもの貧困」が様々な場面でクローズアップされているため、「子どもが、親の経済的理由で十分な食事や教育を受けることができないことが問題だと思う」と答えた人が31.4%と高い割合となりました。

児童虐待やいじめの防止のための組織体制づくりに取り組むとともに、地域で子ども達を守り育てる体制の強化に努めてきた結果、いじめや児童虐待は子どもの心と体を傷つける重大な人権侵害行為であることが、認知されつつあります。

(2) 取り組みの方向性

児童虐待を未然に防止するため関係機関との連携強化を図るとともに、家庭・学校・地域とのつながりを深めるなど、引き続き、地域社会全体で子ども達を守り育てる体制づくりに取り組み、子どもへの愛情と思いやりあふれる社会の醸成を目指します。

また、子どもの間でのいじめについては、自分を大切にできる心（自尊感情）を持つことによって、自分以外の人への大切さに気づくことができるような人権尊重意識を育むために、幼児期から家庭や幼児教育の場での基礎的な人権教育を行い、就学後は更に学校における人権教育の充実に取り組んでいきます。

その他にも、インターネットに関しては、正しい知識と使い方を身につけることができるよう、子どもと保護者を対象とした講座を開催していきます。

(3) 具体的な取り組み

① 子どもの人権が尊重される教育・啓発

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
情報モラル啓発事業	気づく ・育む	保護者や地域住民に対して子どもたちのネットトラブルの実態とその対処法について啓発します。 学習会(インターネット利用に関わる危険性の事例紹介、情報モラルの啓発、新機器や新システムによる新しい問題への対処法の紹介等)を実施します。	次世代育成課
地域ふれあい講座	気づく ・育む	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
児童虐待防止月間事業	気づく ・育む	児童虐待を早期に発見するには、市民からの通告が重要であることから、一般市民への啓発のため、通告先などを明示した啓発用品の配布を、「児童虐待防止推進月間」に実施します。 「児童虐待防止推進月間」である11月の一ヶ月間、市役所、区役所等で啓発用の懸垂幕を掲げます。また、講演会等を通じた啓発活動を行っていきます。	子育て支援課
児童虐待防止研修事業	育む	児童虐待の早期発見、防止のために、民生委員・児童委員、PTA、保育所、学校等の関係機関を対象に、虐待通告、対応についての講演研修を行います。	児童相談所

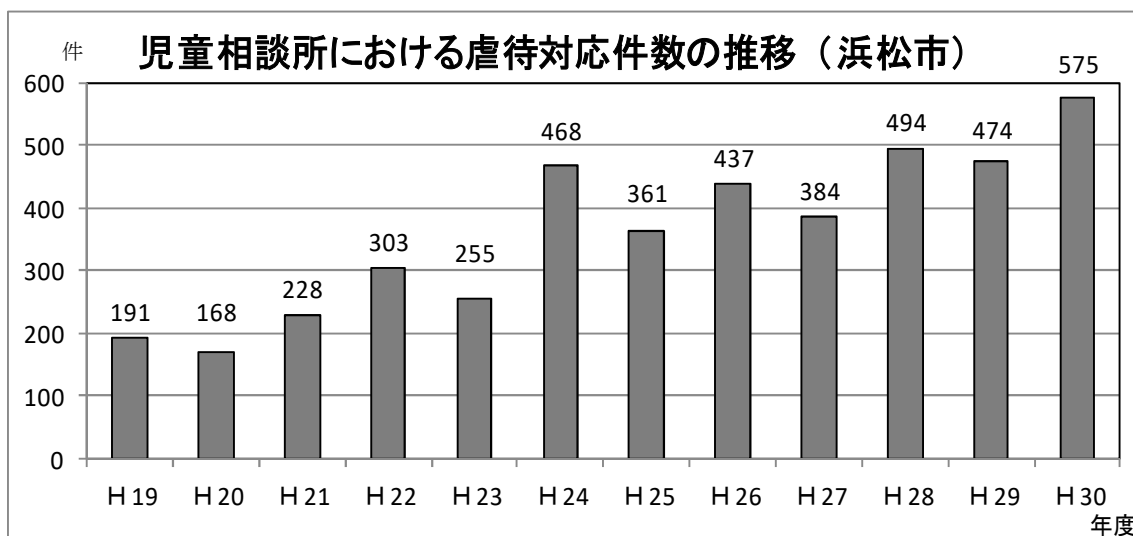
② 子どもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
児童家庭相談事業	気づく ・育む	区役所の家庭児童相談室において相談に対応するとともに、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、進行管理会議、個別ケース検討会議)を開催します。	子育て支援課
児童相談・児童保護事業	育む	児童虐待にみられるような、専門的知識・技術を必要とする児童・家庭に関する相談に応じます。その中で必要に応じ、児童を家庭から分離して一時保護する他、児童福祉施設への入所や里親委託を行うなど、児童の安全を確保するとともに、その権利を擁護します。	児童相談所

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
教育相談事業	育む	教育相談支援センターに心理相談員(公認心理師、臨床心理士)や外国人の相談に対応するためバイリンガルの相談員を配置し、子どもや保護者からの教育に関する相談に対応します。相談員研修会を実施し、さらなる質の向上を図り、いじめホットラインの24時間運用を継続します。不登校児童生徒の適応指導教室を充実します。	指導課 教育総合支援センター

③ 地域の子どもを守る活動支援

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
子どもの見守り活動	気づく・育む	学校や通学路における事件・事故から子どもを守り、安心して教育が受けられるよう、家庭、学校安全ボランティア、自治会等で組織するボランティアと警察等が連携し、地域の実情に合った見守り活動を行います。 子どもの緊急避難場所「こども110番の家」について、引き続き地域の青少年健全育成会等を通して協賛を呼びかけるとともに、市のホームページに「こども110番の家」について掲載し、広く協賛を呼びかけます。	健康安全課 次世代育成課



3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

本格的な超高齢社会に突入する中、核家族化の進展により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあることや、平均寿命の延伸に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

意識調査では、「詐欺や悪質商法による被害」が問題だと思ふとの回答が43.0%と最も多くなりました。次いで「収入が少なく自立していくことが困難」が42.5%、「病院や老人ホーム等の施設における看護や介護での不当な扱いや虐待」が34.7%と多くありました。

このように、高齢者が不平等で不利益な立場に置かれたり、判断力の低下した高齢者が虐待や消費者被害に遭うなど、十分に高齢者の人権が守られているとはいえない状況です。

これらのことから、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して、地域で見守り支援を行う体制や、地域包括支援センターによる相談支援体制の拡充を図ってきました。

(2) 取り組みの方向性

日常生活に不安を抱える高齢者を、地域全体で見守り・支援する仕組みづくりを進め、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるような環境づくりに取り組んでいきます。

認知症高齢者の権利擁護のために成年後見制度の利用を促進していきます。

また、認知症に関する正しい知識と理解に向けた啓発活動に取り組みます。

高齢者虐待の防止、早期発見、早期解決に努めるとともに、高齢者が犯罪の被害者とならないよう被害防止のための意識向上に努めます。

相談・支援体制では相談件数の増加や困難ケースへ対応できるような体制を整備します。

(3) 具体的な取り組み

① 高齢者の人権が尊重される教育・啓発

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
認知症施策推進事業	気づく ・育む	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、認知症サポーター養成講座及び講演会などを開催します。 認知症高齢者等に対する保健医療水準の向上を図るため、認知症患者の診療に関わる医師を対象とした研修の開催や、拠点となる認知症疾患医療センターを継続指定します。 認知症に係る正しい知識の普及を推進することを目的に認知症ケアパスや自己チェックリストを作成・配布します。	高齢者福祉課
高齢者虐待防止支援事業	気づく ・育む	高齢者虐待の早期発見・早期対応のための体制づくりを行います。 また、市民啓発を含めた予防的な取り組みや関係者の資質向上などを行います。 各区役所及び地域包括支援センターからの困難事例に関する相談・助言を行い、高齢者虐待に関する研修会、講演会等を開催します。	高齢者福祉課

② 高齢者が自立して生活できる環境づくり

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
日常生活自立支援事業の助成	育む	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など日常生活に不安のある人の権利を擁護し、自立した地域生活を送ることができるようにするために、浜松市社会福祉協議会が行う福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理及び見守りなどの事業に助成します。	福祉総務課
養護老人ホームへの入所措置	育む	家庭環境や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者の生活の場を確保するため、入所措置を実施します。	高齢者福祉課
シルバー人材センター支援事業	育む	高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るために、地域社会に密着した臨時的、短期的な仕事を提供するシルバー人材センターの事業を支援します。	高齢者福祉課
シニアクラブ支援事業	育む	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を展開し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するシニアクラブ活動を支援するため、シニアクラブ浜松市及び単位クラブの活動費を助成するとともに、高齢者の作品展を開催します。	高齢者福祉課

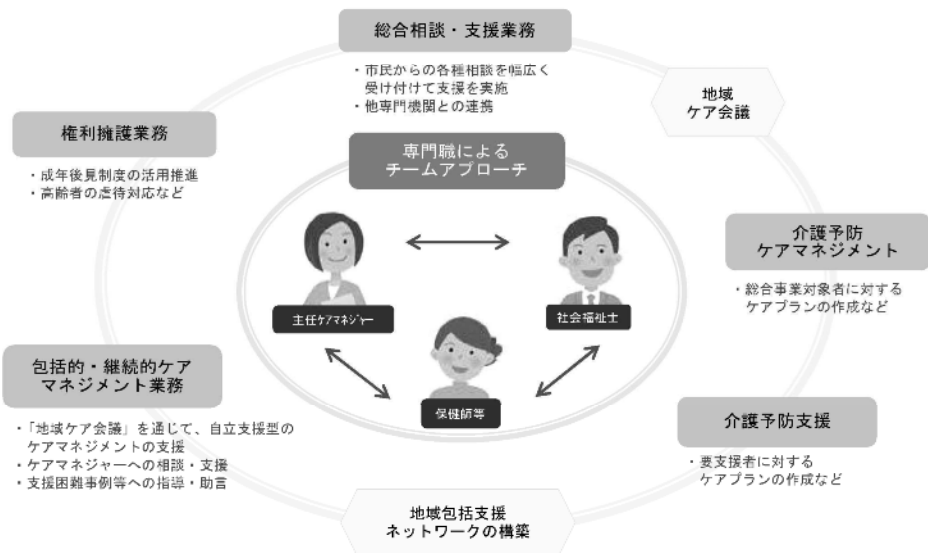
③ 高齢者への相談・支援

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
地域包括支援センター運営事業	育む	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的かつ継続的な支援を行うことを目的とし、総合相談、虐待防止、権利擁護事業の支援、介護予防のマネジメント、ケアマネジャーの支援等を一体的に行います。	高齢者福祉課
成年後見制度利用相談・支援事業	気づく ・育む	認知症高齢者や虐待を受けている高齢者で判断能力が十分でない人が、円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、本人の人権保護の観点から市長申立の必要がある市民の支援を行います。また、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	高齢者福祉課
地域高齢者見守り・支援事業	気づく ・育む	「はままつあんしんネットワーク」づくりに向け、自治会や応援事業者等への参加協力依頼を進めます。また、民生委員・地域包括支援センター・区による見守り活動に向けた情報共有を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して実態調査とあんしん情報キットの配付を行います。	高齢者福祉課

地域包括支援センターの主な業務について

【地域包括支援センターの主な業務】

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)・社会福祉士・保健師等を配置して、3職種のコラボレーションにより、地域における高齢者等の総合相談・支援業務等を一体的に実施します。



浜松友愛の高齢者プラン より

はままつあんしんネットワーク



ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者などが、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、市民の支え合いの心でさりげなく、ゆるやかに見守り・支援するための仕組みのことで。

4 障害のある人の人権

(1) 現状と課題

障がいのある人が地域で生活するための支援は進んできましたが、依然として障がいのある人に対する問題が多くあります。

意識調査では、「収入が少なく経済的に自立していくことが困難」なことが問題だと思うとの回答が 43.3%と最も多く、「就職や職場での不利な扱い」が 40.5%と多くなりました。

また、「じろじろ見られたり、避けられたりする」との回答が 28.8%、「障がいの内容、程度に応じた適切な方法で情報を伝える配慮が足りない」が 24.3%と多くなりました。

このように、障がいのある人への配慮が不足している状況があります。

このような中、障がいのある人の自立と社会参加を支援する取り組みを進めるとともに、障がいのある人の個性を尊重し、理解を進めるための啓発活動、情報提供や権利擁護体制の整備も必要となっています。

また、障がいのある人の高齢化、発達に課題のある子どもの顕在化などにより、求められるサービスや相談支援は高度化・多様化しています。このため、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じた支援が必要となっています。

(2) 取り組みの方向性

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるように相談・支援体制を充実させ、地域での生活がしやすい環境づくりや就労を含めた社会参加の促進などに取り組んでいきます。

また、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障がいの有無等にかかわらず、だれもお互いに人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がいのある人に対する誤解や差別を解消するために、正しい知識と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきます。

これらの取り組みにより、障がいがあってもなくても、一人ひとりが大切にされ、すべての人が、かけがえのない人間として尊重され、権利が擁護される思いやりあふれる社会を目指します。

(3) 具体的な取り組み

① 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
手話体験講座	育む	手話を通して、聴覚に障がいのある人への理解を深める「手話体験講座」を実施します。	障害保健福祉課
障害福祉体験講座	育む	疑似体験(車いす・白杖)やDVDの上映等を通じて、身体・知的・精神に障がいのある人への理解を深める「障害福祉体験講座」を実施します。	障害保健福祉課
障害福祉推進講座	育む	障がいのある人の自立や社会参加を推進するため、障害福祉の現状や制度を説明する「障害福祉推進講座」を実施します。	障害保健福祉課
心の輪を広げる 障害者理解促進事業	気づく ・育む	障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指し、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国との共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を学校等に公募します。	障害保健福祉課
障害者週間キャンペーン事業	気づく	障害者週間に、市内の障害者団体等と連携して授産製品の販売や啓発イベントを開催するとともに、市庁舎への懸垂幕の掲出、市役所本庁舎ロビーにて展示をするなど啓発を推進します。	障害保健福祉課
広報紙等による啓発広報活動	気づく	障がいのある人の自立と社会参加及び相互の親睦融和のため、広報紙や市ホームページ等により、各制度の周知または障がいのある人の社会参加に関する事業の広報を行います。	障害保健福祉課
障害者虐待防止対策支援事業	気づく ・育む	障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。	障害保健福祉課
精神障がいを理解するための研修会	育む	市職員や社会福祉関係者を対象に、精神疾患の基礎知識や精神障がいを持つ人への関わり方の基礎講座、疾患別講座などを実施します。	精神保健福祉センター
こころの健康に関する普及啓発事業	気づく ・育む	ラジオ放送、ホームページ、啓発活動、市民向け講演会などにおいて、こころの健康に関する正しい知識の普及、啓発活動を行います。	精神保健福祉センター
共生・共育推進事業	育む	障がいのある子が地域の中で、共に豊かに生活できる社会をめざし、学区に住む特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習について研究します。推進校では、研究と共に、発達支援教育の充実を図ります。	指導課 教育総合支援センター

② 社会参加促進のための就労支援

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
障害者就労支援事業所支援	育む	障がいのある人の就労支援として、障害者優先調達での発注促進や支援員の資質向上への取り組みを行います。	障害保健福祉課
障害者雇用支援事業	気づく・育む	障がいのある人の雇用を検討している企業に対して、障害者の雇用現場における課題や障害者への理解等について、障害者雇用企業支援機関との連携を図りながら支援を行います。	障害保健福祉課
障害者就労支援事業	育む	障がいのある人に対する就労相談、就職後の障がいのある人や雇用主に対して、仕事に関する相談及び職場定着に必要な支援を行います。また、復職者支援等の就労支援セミナーを開催します。	産業総務課
浜松市ジョブサポートセンター事業	育む	市が行う生活支援等と国（ハローワーク）が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、障がいのある人については市内全域を対象として、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行います。	産業総務課

③ 障がいのある人やその家族への相談・支援

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
障害者相談支援事業	育む	障がいのある人などから、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	障害保健福祉課
障害者自立支援協議会事業	育む	障害者相談支援事業所を中心とした浜松市障害者自立支援協議会において、関係機関の連携のもと、障がいのある人とその家族の支援の輪を構築し、相談支援の充実を図ります。	障害保健福祉課
発達障害者支援センター運営事業	育む	発達障害について心配のある方やその家族の方等に対しての相談、パンフレット・ポスターの配布、研修事業、発達支援広場への支援等を実施します。	子育て支援課
発達支援広場事業	育む	必要な支援の見立てを行うセンター型、就園までの発達課題についての継続した親子支援を行う施設型を運営し、発達障害疑い児とその保護者への支援をします。	子育て支援課

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
精神保健福祉相談	育む	こころの病気などについて心配のある方やその家族の方等に対して、医師や精神保健福祉士、保健師等による来所相談や電話相談、訪問指導を実施します。	障害保健福祉課
発達支援教育推進事業	育む	各小・中学校の支援体制の整備を促進しながら、医師、大学教授、臨床心理士、言語聴覚士からなる専門家チームと特別支援学校教員を中心とした巡回相談員が、発達障害等への教育的対応をアドバイスします。	指導課 教育総合支援センター
成年後見制度利用相談・支援事業	育む	知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が十分でない人が、円滑に成年後見制度を利用できるように相談に応じるとともに、親族等身寄りがいない場合、市長による申立てを行うとともに、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	障害保健福祉課
日常生活自立支援事業の助成	育む	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など日常生活に不安のある人の権利を擁護し、自立した地域生活を送ることができるようにするために、浜松市社会福祉協議会が行う福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理及び見守りなどの事業に助成します。	福祉総務課
ICTを活用した相談事業や情報提供	育む	市役所及び区役所にタブレット型情報端末を配置し、テレビ電話機能を活用した手話通訳やUDトーク機能を活用し、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。	障害保健福祉課

ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を利用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を周囲の人をお願いするものです。

ヘルプカードは浜松市が作成したもので、カードには所持する人が手伝ってほしいことなどを記載できるようになっています。



ヘルプマーク



ヘルプカード

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成 28 年 4 月 1 日施行

この法律では、国や地方公共団体、会社やお店などの民間事業者に対して、障がいのある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

障がいの有無に関わらず、全ての人がお互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

5 同和問題（部落差別）

（1）現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い年月の間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の中で様々な差別を受けている日本固有の人権問題です。

意識調査では、同和問題（部落差別）に関して、「同和問題が正しく理解、認識されていない」ことが問題だと思ふとの回答が36.5%と最も多く、次いで「結婚に際して周囲から反対される」が24.9%、「差別的言動を受ける」が23.3%の順で多くありました。

また、同和問題（部落差別）について「知っている」との回答が30.8%となり、「知らない」との回答が36.1%となりました。

同和問題（部落差別）は、これまでの同和対策事業などの取り組みによって少しずつ解消に向けて進んでいるものの、結婚問題をはじめ、依然として根深く存在しています。

近年では同和問題（部落差別）を知らないという市民や聞いたことがあるだけの市民が増えてきました。こうした市民が誤った知識を身につけてしまわないために、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を進めていく必要があります。

（2）取り組みの方向性

同和問題（部落差別）は誤った知識、認識が残っていることから発生しています。同和問題（部落差別）の解消に向けて、正しい理解と知識の普及・啓発を進めていくことが重要です。

同和問題（部落差別）は人権の基本課題であり、問題解消に向けて、講座、講演会等により、市民、学校、企業等への人権教育・啓発活動に取り組んでいきます。

また、多くの市民が参加するイベント等での啓発活動を実施していきます。

福祉館では、同和問題（部落差別）解消に向けたコミュニティ拠点として、地域における人権啓発や周辺住民との地域交流事業に取り組んでいきます。

(3) 具体的な取り組み

① 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
人権講演会	気づく ・育む	同和問題（部落差別）をはじめとして、身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。	人権啓発センター
地域ふれあい講座	気づく ・育む	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
市町人権教育連絡協議会	気づく ・育む	県内関係市町で組織し、様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。	人権啓発センター

② 周辺住民との交流事業の継続

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
福祉館運営事業	気づく ・育む	研修会、講演会、講習会、レクリエーション、教養講座などを開催し、人権啓発や広報活動を実施します。	中区社会福祉課
地域住民交流研修会	気づく ・育む	地域住民と周辺住民との交流を深め、同和問題（人権問題）についての理解を深めるため、周辺自治会の協力を得て、住民の参加を呼びかけながら、講演会などを開催します。	中区社会福祉課
成人講座	育む	人権についての正しい知識と理解を深め、明るい家庭と思いやりのある地域づくりを推進します。	中区社会福祉課

部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

平成 28 年 12 月 16 日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化してきていることから、憲法の基本的人権の保障の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消を推進するために施行されました。

(1) 現状と課題

本市における外国人市民の数は、平成 20 年以降、大幅に減少してきましたが、ここ数年は増加傾向に転じています。また、平成 30 年 12 月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、今後、本市においても地域の担い手としての外国人材の受入れ拡大が見込まれます。

このような中、外国人市民に係る課題解決を中心とした取組は、外国人市民の持つ多様性への理解を深め、外国人市民と日本人市民がお互いの人権を尊重できるような取り組みへと幅を広げてきました。

しかし、依然として、ごみの出し方、騒音、駐車場の利用方法など文化や言語の違いに起因するトラブルも発生しています。

また、外国人市民の定住化が進み、教育や福祉、保健など多岐の分野にわたり新たな課題が発生しています。

意識調査では、「地域住民や地域社会の受入れ態勢が十分に整っていない」ことが問題だと思ふとの回答が 28.4%と最も多く、次いで「風習や習慣の違い、犯罪報道などによる偏見や差別」が 23.7%と多くありました。

このように、相互理解、交流の促進は引き続き課題となっています。

(2) 取り組みの方向性

多様な文化を持つ市民がお互いを認め合い、活発な対話や交流が行われ、ともに作りあげる地域を目指します。国籍や文化が異なることに起因する差別を生まないため、多様な文化への理解や尊重に関する内容を盛り込んだ人権教育、人権啓発活動を実施していきます。

また、異なる文化を持つ多くの市民が交流する機会として、各種交流イベントを開催するとともに、地域での交流を促進するための支援を実施します。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツを通じた交流促進も図ります。

外国人が生活に必要な情報を正しく理解できるように、多言語による情報提供、相談対応に取り組むとともに、外国人市民の抱える諸課題や人権問題に対する相談、支援も実施していきます。

(3) 具体的な取り組み

① 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
多文化共生推進事業	気づく・育む	お互いの文化の理解を深めるため、多文化理解講座や国際理解教育講座を実施します。 自治会に対し、通訳派遣や多言語回覧文書の作成支援を行います。また、共生のための交流行事や各種制度の説明会等のコーディネートを行います。 研修や講座の開催を通じ、多文化共生の活動を行う各種団体の支援を行います。	国際課
日本語教育事業	育む	日本語学習支援講座、日本語学習等支援者養成講座を実施します。 また、外国人支援者のためのポルトガル語講座を実施します。	国際課
外国人子ども教育支援事業	育む	教育相談支援センターに外国人の相談に対応するため、バイリンガルの相談員を配置し、外国人の教育相談等に対応します。 日本語指導等の必要な児童生徒が在籍する小・中学校に、就学サポーターや日本語指導等を行う支援者を派遣するなど、外国人の教育支援を実施します。	指導課 教育総合支援センター

② 外国人市民への情報提供・相談・支援

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
外国人市民のための相談事業	育む	多言語生活相談、各機関と連携したワンストップ相談、家庭での問題や心の悩み事の相談に対する電話でのカウンセリング、電話相談員の資質向上のための研修を実施します。	国際課
外国人市民のための相談事業	育む	心理士を配置し、面談・相談、医療機関等受診時での出張通訳やメンタルヘルス講習会等を行います。	精神保健福祉センター
外国人市民対象の地域情報の提供	育む	区役所区民生活課など住民登録窓口において、必要な行政情報、地域のルールや仕組みの理解と助けとなる情報をまとめた「ウェルカムパック」を配付します。	国際課
外国人向けの情報提供	育む	外国人に対し、必要な市政情報を提供するため「広報はままつ」の外国語版の発行や多言語翻訳による配信サービスを行います。また、ポルトガル語によるラジオCMの放送や、市公式Webサイトでの自動翻訳サービスを提供します。	広聴広報課

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
多言語による情報提供	育む	多言語情報サイトを運用し、外国人が求める必要な暮らしの情報を、多言語で提供します。	国際課
I C Tを活用した相談事業	育む	多文化共生センター及び関係機関にタブレット型情報端末を配置し、多言語翻訳アプリや多言語通訳サービスを活用したコミュニケーション支援を実施します。	国際課

ウエルカムパック（英語版・ポルトガル語版）

転入外国人への窓口での生活情報の提供内容

- ・多言語生活マップ
- ・個人住民税のあらまし
- ・自治会活動の案内
- ・交通安全の知識
- ・小・中学校入学案内
- ・ごみ、資源物の出し方
- ・地震の説明



浜松市外国人住民数

令和元年 10月1日現在

国 籍	人 数
ブラジル	9,537
フィリピン	3,978
ベトナム	2,991
中 国	2,558
ペルー	1,707
韓 国	1,183
インドネシア	1,009
その他(79国等)	2,312
外国人総数	25,275
浜松市総人口	802,856

※総人口は外国人住民数を含む

※住民基本台帳による



多文化共生総合相談 ワンストップセンター

7 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、浜松市における「再犯防止推進計画」として、ここで「再犯防止の推進に関する取り組み」を定めます。

（1）現状と課題

刑を終えて出所した人については、社会の根強い偏見により就職や住宅の確保が困難であるなど、本人に更生意欲があっても社会復帰が厳しい状況にあります。

◆ 刑法犯の検挙人員数と再犯者率

近年、刑法犯の検挙人員数は減少を続けています。その一方で、刑法犯により検挙された再犯者の人員も減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員が減少しているため、検挙人員に占める再犯者の割合は一貫して上昇し続けています。

この要因としては、再犯者に占める高齢者や障がいのある人の割合が高くなっており、犯罪や非行をした高齢者や障がいのある人、生活に困窮している人が、必要な行政サービスを受けられず社会復帰が困難となっている場合があることが考えられます。

また、十分な教育を受けていないことから、就労に必要な基礎学力が不足し、就労先の確保が困難となっている場合があることも考えられます。

全国の刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率

年次	検挙人員（人）	うち再犯者（人）	再犯者率
平成10年	324,263	94,028	29.0%
平成15年	379,602	135,295	35.6%
平成20年	339,752	140,939	41.5%
平成25年	262,486	122,638	46.7%
平成30年	206,094	100,601	48.8%

（警視庁犯罪白書データより）

◆ 意識調査結果

意識調査では、刑を終えて出所した人の人権に関して、「刑を終えて出所した人への偏見や差別」が問題だと思ふとの回答が44.2%と最も多く、次いで「社会復帰に向けた相談・支援体制の不足」が36.9%、「社会的自立のための雇用先確保や社会復帰のための修学支援の不足」が31.6%の順で多くありました。

このことから、刑を終えて出所した人が円滑に社会復帰できるような再犯防止に向けた取り組みが重要となっています。

◆ 再犯防止の推進に向けて

再犯防止推進のためには、支援を必要とする犯罪や非行をした人を必要な支援につなぐための取り組みが重要です。

また、犯罪や非行をした人に対する市民の理解と関心を深めるため、社会を明るくする運動と合わせ再犯防止啓発月間（7月）における広報・啓発活動を充実していく必要があります。

このように、犯罪や非行をした人の生きづらさを解消するため、地域における息の長い社会復帰支援が必要とされています。

(2) 取り組みの方向性

◆ 再犯防止推進計画の策定

再犯防止の推進に向け、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成29年12月には、国における「再犯防止推進計画」が策定されました。

「再犯防止推進計画」の重点課題の一つに「地方公共団体との連携強化等」が掲げられています。このことから本市でも再犯防止に向けた取り組みが必要となっています。

そこで、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、刑を終えて出所した人の人権の分野で再犯防止の推進に関する取り組みを定めます。

① 犯罪や非行をした人の就労・修学支援

犯罪や非行をした人の社会復帰に向けて、就労確保の支援に取り組みます。

このために犯罪や非行をした人であるという事情を理解した上で雇用する協力雇用主との連携を図るとともに、入札参加資格審査の優遇措置について検討します。また、協力雇用主制度の周知に取り組みます。

修学支援が必要な犯罪や非行をした人に対しては、学校と関係機関が連携し非行等を理由とした修学中断の防止に向けた取り組み、学校等における再非行の防止の観点も含めた相談・支援の充実を図ります。

② 保健・福祉サービスの提供・支援

保健、福祉サービスの支援を必要とする犯罪や非行をした人に対しては、必要な支援を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、

刑事司法関係機関と協働し、支援策の検討・実施に向けた体制整備を行います。また、コミュニティソーシャルワーカーによる、制度の狭間にあって必要な支援を受けられない人の課題解決に向けた取り組みを進めます。

③ 関心を深めるための啓発活動

犯罪や非行をした人に対する市民の理解と関心を深めるため、社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間（7月）において保護司会をはじめとした更生保護団体との協働により広報・啓発活動を実施します。

刑を終えて出所した人の人権や再犯防止に関する講座、研修会を開催することにより、市民の意識向上を図ります。

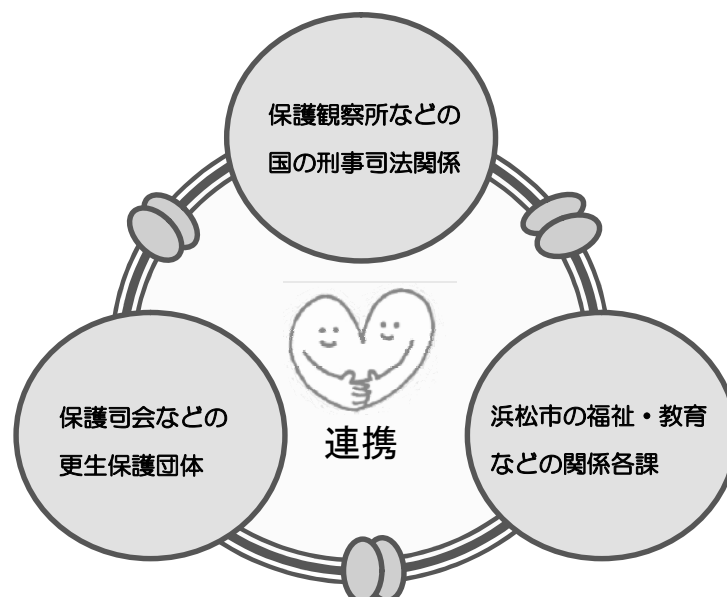
④ 活動しやすい環境づくり

保護司会をはじめとした更生保護団体が活動しやすい環境づくりのために、更生保護サポートセンター設置に向けて公的施設の提供を検討します。

再犯防止の取り組みの推進のためには、保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、保護司会をはじめとした更生保護団体、浜松市の関係各課との連携が重要となります。そこで、情報交換や意見交換を実施し、連携の強化を図るための連絡会を開催します。

刑を終えて出所した人の人権を守るためにも、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯防止に向けた取り組みを推進します。

■関係機関との連携イメージ



(3) 具体的な取り組み

① 犯罪や非行をした人の就労・修学支援

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
協力雇用主に対する優遇措置	育む	協力雇用主の増加のために、協力雇用主に対する入札参加資格審査における優遇措置について検討します。	調達課
協力雇用主制度の周知・啓発	育む	事業者に対して協力雇用主制度に関するパンフレットの配布などにより、制度の周知を図ります。	産業総務課
非行をした少年に対する修学支援	育む	小・中学生を対象に、遵法教室を実施し、法を守って生活することについての理解を深めます。関係機関と協力しながら、再非行の防止のため、安心して学校生活を送ることができるような環境づくりに努めます。	指導課

② 保健・福祉サービスの提供・支援

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
刑を終えて出所した人に対する支援体制の整備	育む	支援を必要としている犯罪や非行をした人に対し、必要な支援を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、刑事司法機関と協働し、支援策の検討、実施に向けた体制整備を行います。	福祉総務課
刑を終えて出所した生活に困窮する人に対する支援	育む	生活困窮者等からの相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	福祉総務課
刑を終えて出所した高齢の人に対する支援	育む	高齢者からの相談に応じ、高齢者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	高齢者福祉課
刑を終えて出所した障がいのある人に対する支援	育む	障がいのある人等からの相談に応じ、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	障害保健福祉課
薬物依存を有する人への支援	育む	依存症理解の促進や再犯防止。また、薬物に頼らない生活を送っていくために、個別相談や集団で行っている再発予防プログラムを実施します。	精神保健福祉センター
コミュニティソーシャルワーカーによる支援	気づく・育む	コミュニティソーシャルワーカーによる制度の狭間であって必要な支援を受けられない人の課題解決に向けた取り組みを進めます。また、支援を必要とする人を必要なサービスにつなげていきます。	福祉総務課

③ 関心を深めるための啓発活動

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
社会を明るくする運動の実施	気づく ・育む	社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間（7月）において保護司会との協働により広報・啓発活動を実施します。	人権啓発センター
講座、研修会の開催	気づく ・育む	刑を終えて出所した人の人権や再犯防止に関する講座、研修会を開催することにより、市民の意識向上を図ります。	人権啓発センター

④ 活動しやすい環境づくり

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
更生保護サポートセンターの設置	育む	保護司会をはじめとした更生保護団体の活動しやすい環境づくりのため、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの各区への設置支援を行います。	人権啓発センター
関係機関との連携	育む	保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、保護司会をはじめとした更生保護団体、浜松市の関係各課との連携の強化を図るため、必要に応じて情報交換や意見交換を実施する連絡会を開催します。	人権啓発センター



“社会を明るくする運動” 浜松市推進委員会



“社会を明るくする運動” 市庁舎内モニター放送

(1) 現状と課題

からだの性（生物学的な性）と心の性（性自認）が一致しない人々や同性愛や両性愛などの性的指向であることを理由に、周囲の偏見や差別、生活の不便さなどにより、精神的苦痛や不利益を受けている性的マイノリティの人々がいます。

意識調査では、性的マイノリティを表す場合に使われることが多い「LGBT」という言葉について「意味も含めて詳しく知っている」との回答が41.4%となった一方、「知らない」、「どんな意味か知らないが聞いたことはある」との回答を合わせると57.6%となりました。

性的マイノリティに関して「知らない」、「どんな意味か知らないが聞いたことはある」という市民が、誤った知識を身につけてしまわないために、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を進めていく必要があります。

また、性的マイノリティに関して、「社会的理解が低く、世間から好奇や偏見の目で見られる」ことが問題だと思ふとの回答が51.9%と最も多く、次いで「法律や制度が不十分であったり、整備されていない」が29.8%、「身体の性と心の性が一致しない人に対応した設備が整っていない」が28.7%、「嫌がらせやいじめ、差別的な言動を受ける」が25.1%と多くなりました。

このように、性的マイノリティの人々の生きづらさを解消するためには、当事者への支援と理解を深めるための啓発活動や人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修の充実を図る必要があります。

(2) 取り組みの方向性

一人ひとりの性の多様性を認め合い、誰もがありのままの自分でいられるよう、正しい理解と知識を深めるための講座、講演会を開催するとともに多くの市民が参加するイベント等に出向き、市民、企業等への啓発活動に取り組んでいきます。

また、市職員、教職員が性的マイノリティの人々への理解を深めるとともに、プライバシーに配慮し、担当業務や窓口対応において適切な行動をとることができるような内容を含めた研修を実施していきます。

性的マイノリティの人々の生活での不便さを少しでも解消できるようパートナーシップ宣誓制度の創設に向けた検討を進めます。また、制度が正しく理解されるための啓発活動を実施していきます。

(3) 具体的な取り組み

① アウティング（第三者への暴露）の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
人権講演会	気づく ・育む	様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。	人権啓発センター
地域ふれあい講座	気づく ・育む	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
教職員研修	気づく ・育む	教職員研修の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・人権教育指導者（園長・校長）研修 ・人権教育指導者（担当者）研修 ・その他、初任者研修の一部	教育センター 人権啓発センター
人権啓発・教育広報活動	気づく	多くの市民が参加するイベント等に出向き、啓発活動を実施します。 各種広報媒体（ソーシャルメディア、公共交通機関での広告等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。	人権啓発センター

② 生活の不便さを解消できるための取り組み

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
パートナーシップ宣誓制度の検討	育む	パートナーシップ宣誓制度の創設に向けた検討を進めます。	UD・男女共同参画課
性別に関係なく相談できる相談窓口の設置	育む	男女共同参画推進を図る拠点施設において、性別に関係なく相談できる相談事業を実施します。	UD・男女共同参画課

性的マイノリティ（性的少数者）

「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多いとされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティ（少数者）の人がいます。

差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。

性は多様なものだと知っていますか？

性はからだの性、こころの性、性的指向など、さまざまな要素があります。

◆ からだの性

生物学的な性。男と女とに区別できない「インターセックス」もあります。

◆ こころの性（性自認）

自身がどの性別に属するかという感覚。女性または男性であることの自己の認識のことです。

◆ 性的指向

恋愛や性愛の対象とする「方向」を指し示すものです。

「LGBT」、「LGBTQ」について

性的マイノリティを表すときに使う言葉として「LGBT」、「LGBTQ」などがあります。

- L** 女性の同性愛者 (Lesbian レズビアン)
- G** 男性の同性愛者 (Gay ゲイ)
- B** 両性愛者 (Bisexual バイセクシュアル)
- T** 身体の性と心の性が一致しない状態や、
どちらの性別にも違和感を持つ状態の人
(Transgender トランスジェンダー)
- Q** 心の性や恋愛対象をどちらかに決めたくない、
分からない人 (Questioning クィスチョニング)

※「性のあり方」はとても多様で、性的マイノリティの人々は「LGBTQ」だけではありません。

カミングアウトされたら…

性的マイノリティの方から、相談や公表されたら「話してくれてありがとう」「あなたはあなただよ」と肯定的に聞いてもらえることだけで、相談者は安心して生活できます。

アウティングはやめて…

本人の許可なく、第三者に言うてしまうことをアウティングといいます。絶対に秘密を守ってください。アウティングされた人は、自殺を考えたり職場の人から退職をすすめられたりしたケースもあるそうです。

9 その他の人権問題

(1) 現状と課題

現代社会においては、これまでの分野の他にも様々な人権問題が存在しています。

H I V感染者やハンセン病患者等に対して、感染症に対する正しい知識と理解が不十分であることから偏見や差別、プライバシーの侵害などの人権問題が発生しています。

犯罪被害者とその家族に対して、プライバシーの侵害や犯罪行為により精神的ショックを受けて日常生活に支障をきたす場合もあります。また、周囲のうわさ話や心ない中傷により名誉が傷つけられるなどの人権問題が発生しています。

インターネットによる問題では、根拠のない悪い噂、悪口を掲載したり、個人情報流出などの問題が発生しています。また、この問題では、加害者が特定できず、被害者が救済されないという問題も存在しています。

ホームレスの人に対しては、通行人など、周囲の人からの嫌がらせや暴力、じろじろ見られたり避けられたりするなどの問題があります。この問題の解消に向けてホームレス生活からの脱却、ホームレス生活に陥らないための支援に取り組む必要があります。

東日本大震災をはじめとした大規模災害時では、避難所での人権への配慮が必要とされています。また、避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対するいじめなどの問題も存在しています。

(2) 取り組みの方向性

H I V感染者やハンセン病患者等への偏見や差別、大規模災害時の避難者に対するいじめなどは、誤った知識に起因することから、これらの問題の解消に向けて、正しい知識と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきます。

犯罪被害者とその家族の人権、ホームレスの人の人権に関しては、周囲の人々がこの問題についての関心と理解を深め、思いやりの心を持つことができるような啓発活動とともに、支援体制の充実にも取り組んでいきます。

インターネットによる問題では、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 具体的な取り組み

① 感染症患者等

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
エイズ等の啓発普及活動	気づく	広く市民に対し、エイズ等の正しい知識の普及・啓発を図ります。 エイズ一般啓発事業(協働センター、大学等でのパネル展示、啓発物品やパンフレットの配布)、世界エイズデー(12月1日)に合わせたキャンペーン、啓発物品の配布を実施します。	生活衛生課
人権講演会	気づく・育む	H I V感染者やハンセン病患者等についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。	人権啓発センター

② 犯罪被害者とその家族の人権

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
犯罪被害者等支援事業	育む	犯罪被害者等支援の総合相談窓口として、犯罪被害者などへの情報提供や相談支援を行います。	市民生活課

③ インターネットによる問題

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
情報モラル啓発事業	気づく・育む	保護者や地域住民に対して子どもたちのネットトラブルの実態とその対処法について啓発します。 学習会(インターネット利用に関わる危険性の事例紹介、情報モラルの啓発、新機器や新システムによる新しい問題への対処法の紹介等)を実施します。	次世代育成課
情報リテラシー向上事業	気づく・育む	市民に対し情報リテラシー(情報活用能力)向上のための講座、講演会等を実施します。 SNS等を使い発信することで起こり得る問題の啓発、子どもにスマートフォンを使わせる際のルールづくりの提案、セキュリティ対策等の知識向上を図ります。	情報政策課

④ ホームレスの人権

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
ホームレス自立支援事業	育む	ホームレス生活からの脱却及びホームレス生活に陥らないための支援事業、専任の巡回相談員による巡回相談事業、衛生状態改善（シャワー提供）事業、緊急一時保護事業、入院協力料支給事業を実施します。	福祉総務課

⑤ 大規模災害に起因する人権問題

取り組み	テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
人権講演会	気づく・育む	私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。	人権啓発センター

第2次浜松市人権施策推進計画

発行：浜松市

編集：健康福祉部 福祉総務課 人権啓発センター

〒430-0916

浜松市中区早馬町 2-1 クリエイト浜松 1階

TEL：053-457-2031 FAX：053-450-7702

URL：<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

令和●年●月発行